

子発 0720 第 3 号
平成 30 年 7 月 20 日

各 都道府県知事
指定都市市長
児童相談所設置市市長 殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)

児童相談所運営指針の改正について

児童相談所の運営及び活動については、児童福祉法、児童福祉法施行令及び児童福祉法施行規則に定めるほか、基本的な業務の在り方等については、従前より「児童相談所運営指針について」（平成 2 年 3 月 5 日付け児発第 133 号厚生省児童家庭局長通知）において具体的に示しているところである。

また、児童虐待については、「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」の開催について（平成 30 年 6 月 15 日付け子発 0615 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知）でお示ししたように、平成 30 年 6 月 15 日の「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」において、子どもの命を守ることを何より第一に据え、全ての行政機関が、あらゆる手段を尽くすよう、緊急に対策を講じることとされたことを受けて、本日、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定。以下「緊急総合対策」という。）が取りまとめられた。

緊急総合対策では、緊急に実施する重点対策として「転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底」、「子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底」が盛り込まれたこと等に伴い、「児童相談所運営指針」の一部を別添のとおり改正することとしたので、改正の内容について御了知いただくとともに、児童相談所はじめ管内の市区町村、関係機関、関係団体に対し周知を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

児童相談所運営指針 新旧対照表

新	旧
児童相談所運営指針	児童相談所運営指針
第1章 (略)	第1章 (略)
第2章 児童相談所の組織と職員 第1節～第4節 (略) 第5節 職員の資格、研修等	第2章 児童相談所の組織と職員 第1節～第4節 (略) 第5節 職員の資格、研修等
1. 職員の資格 (1)・(2) (略) (3) 児童心理司は法第12条の3第6項第1号に定める「第2項第1号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者又は同項第2号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者」であることが必要である。 <u>ここでいう「これに準ずる資格を有する者」には、以下の者が含まれること。</u>	1. 職員の資格 (1)・(2) (略) (3) 児童心理司は法第12条の3第6項第1号に定める「第2項第1号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者又は同項第2号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者」であることが必要である。 <u>ここでいう「これに準ずる資格を有する者」には、以下の者が含まれること。</u>
① <u>公認心理師法</u> （平成27年法律第68号）に規定する公認心理師となる資格を有する者	① <u>公認心理師法</u> （平成27年法律第68号）に規定する公認心理師となる資格を有する者
② <u>学校教育法</u> （昭和22年法律第26号）による大学において、心理を専修する学科又はこれに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第2項の規定により大学院への入学を認められた者	② <u>学校教育法</u> による大学院において、心理学を専攻する研究科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
③ <u>外国の大学</u> において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	③ <u>外国の大学</u> において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者

新		日
(4) (略)	(4) (略)	
2・3 (略)	2・3 (略)	
第3章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務 第1節 (略) 第2節 相談の受付と受理会議 1～5 (略) 6 他の児童相談所へのケース移管及び情報提供 (1) 転居を伴うケース移管及び情報提供 ア ケース移管	第3章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務 第1節 (略) 第2節 相談の受付と受理会議 1～5 (略) 6 他の児童相談所へのケース移管及び情報提供 (1) 転居に伴うケース移管及び情報提供 ア ケース移管	ケース移管とは、居住地を管轄する児童相談所が援助を実施している間に、ケースが当該児童相談所の管轄区域外に転居した場合、援助方針が決定していない、「継続調査」中のケースや「児童福祉司指導」及び「継続指導」中のケースに関する児童相談所間の公式な引継事務のことである。 ケース移管は、移管元の児童相談所において継続調査、児童福祉司指導及び継続指導が行われているケース全てを対象とする。移管に当たっては、 <u>移管先の児童相談所が速やかに子どもの安全確保を行ふことを念頭に迅速かつ適切に行うこと。</u>
(ア) (略) (イ) 移管の期限	(ア) (略) (イ) 移管の期限	(ア) (略) (イ) 移管の期限
速やかに地域関係機関のネットワークによる援助体制を確保し、援助の隙間が生じないようにするため、転居が確認された時から遅くとも1ヶ月以内にケース移管を完了すること。 この場合において、移管元の児童相談所は市町村等と連携して	速やかに地域関係機関のネットワークによる援助体制を確保し、援助の隙間が生じないようにするため、転居が確認された時から遅くとも1ヶ月以内にケース移管を完了すること。	

新	日
<p>速やかに転居の事実を把握するとともに、確認後は移管先の児童相談所へ連絡すること。<u>移管元の児童相談所は、引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導及び継続指導を解除しないことを原則</u>とするとともに、<u>移管先の児童相談所は、援助が途切れることがないよう、速やかに移管元の児童相談所が行っていた援助方針を継続すること。</u></p> <p>(ウ)・(エ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 移管及び情報提供の判断の目安</p> <p>移管元の児童相談所は、「子ども虐待対応の手引き」第5章の「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」(以下「アセスメントシート」という。) 等により緊急性の判断を行うこと。</p> <p>次に、<u>その判断の結果を事案の具体的な経緯や状況がわかるよう、ケースに関する資料とともに、書面等により移管先の児童相談所へ伝えること。</u></p> <p><u>具体的な引継ぎ方法等については、アセスメントシートの基準に準拠した緊急性の判断の結果に応じて、以下のように実施すること。</u></p> <p>ア アセスメントシートの①から⑤までのいづれかに該当する場合 ①から⑤までのいづれかに該当する場合は、緊急性が高いことから移管元の児童相談所職員が原則直接出向いて事前説明・協議を行ない、双方の児童相談所職員が当該家庭に同行訪問を実施することや移管元の児童相談所職員が移管先での要保護児童対策地域協議会の個別支援会議へ出席することなどの方法により、対面により引き続きを行うこと。<u>移管元の児童相談所が移管先の児童相談所へ出向く前にも、移管先の児童相談所が速やかに子どもの安全確認を行うこと</u></p> <p>(ウ)・(エ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 移管及び情報提供の判断の目安</p> <p>移管及び情報提供の判断の目安については、「子ども虐待対応の手引き」第5章の「一時保護決定に向けてのアセスメントシート(以下「アセスメントシート」という。)」の基準に準拠して以下のように実施する。</p> <p>ア アセスメントシートの①から⑤に該当する場合 ①から⑤に該当する場合は、緊急性が高いことから移管元の児童相談所職員が直接出向いて事前説明・協議を行い、双方の児童相談所職員が当該家庭に同行訪問を実施するなどの方法により、引継ぎを行うこと。<u>遠隔地の場合は文書による移管を行うことになるが、必要な情報が適切に提供できるよう、電話による協議等を活用して、遺漏のないように努める。</u></p>	

新	日
<p>とができるよう、<u>移管元及び移管先の双方の児童相談所は電話や文書等により、迅速に必要な引継ぎを行うこと。</u></p> <p>イ アセスマントシートの⑥又は⑦に該当する場合 ⑥又は⑦に該当する場合は、虐待が潜在化している可能性があり、文書による移管を行うこととする。<u>移管元の児童相談所が必要と認める場合には、アに記載した引継ぎに準じて行うこととする。引継ぎは迅速に行うこととし、引継ぎの方法については、移管元の児童相談所は、移管先の児童相談所の意向も踏まえて、可能な限り丁寧な引継ぎを行うこと。</u></p> <p>ウ (略) (3)・(4) (略) 7～12 (略)</p> <p>第3節 調査 1～4 (略)</p> <p>5. 調査の方法 (1)～(4) (略) (5) 立入調査</p>	<p>イ アセスマントシートの⑥から⑦に該当する場合 ⑥から⑦に該当する場合は、虐待が潜在化している可能性があり、文書による移管を行うこととする。<u>ただし、ケースの特性や児童相談所間の距離等を勘案して、可能な限り丁寧な引継ぎを行うこと。</u></p> <p>ウ (略) (3)・(4) (略) 7～12 (略)</p> <p>第3節 調査 1～4 (略)</p> <p>5. 調査の方法 (1)～(4) (略) (5) 立入調査</p> <p>① 虐待通告受理後、48時間以内に安全確認を行うことができない場合には、法第29条又は児童虐待防止法第9条第1項に規定する立入調査を実施すること（安全確認については「3.調査の開始」を参照されたい。）。この際、立入調査の実効性を高める観点から、立入調査を実施するに当たっては、正当な理由がないにもかかわらず立入調査を拒否した場合には罰金に処せられることがある旨を、可能な限り保護者に対して告知すること。なお、正当な理由がなく、その執行を拒否した場合、法第61条の5の規定により50万円以下</p>

新	旧
<p><u>の罰金に処すこととされている(児童虐待防止法第9条第2項の規定により適用される場合を含む。)。</u></p> <p>② 法第29条に規定する立入調査は、法第28条に定める承認の申立てを行った場合だけではなく、虐待や放任等の事実の蓋然性、子どもの保護の緊急性、保護者の協力の程度などを総合的に勘案して、法第28条に定める承認の申立ての必要性を判断するために調査が必要な場合にも行えることに留意する。</p> <p>③ 児童虐待防止法第9条第1項の規定では、児童虐待が行われているおそれがあると認めるとときに子ども們の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問させることができることとされているが、その際には、必要に応じて警察への援助要請を行うこと。また、立入調査を実施するに当たって保護者に対して告知する際には、当該立入調査を拒否した場合、同法第9条の3第1項の臨検又は捜索が行われる可能性がある旨も併せて告知する。</p>	<p>① 法第29条に規定する立入調査は、法第28条に定める承認の申立てを行った場合だけではなく、虐待や放任等の事実の蓋然性、子どもの保護の緊急性、保護者の協力の程度などを総合的に勘案して、法第28条に定める承認の申立ての必要性を判断するために調査が必要な場合にも行えることに留意する。</p> <p>また、児童虐待防止法第9条第1項の規定では、児童虐待が行われているおそれがあると認めるとときに子ども們の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問させることができることとされ、理由がないのにその執行を拒否した場合、同法第2項により適用される法第61条の5の50万円以下の罰金に処することとされているが、立入調査の実効性を高める観点から、立入調査を実施するに当たっては、正当な理由がないにもかかわらず立入調査を拒否した場合には罰金に処せられることがある旨を、可能な限り保護者に対して告知する。その際には、当該立入調査を拒否した場合、同法第9条の3第1項の臨検又は捜索が行われる可能性がある旨も併せて告知する。</p> <p>さらに、上記の告知をしたにもかかわらず、立入調査に応じない状況があれば、その場において、立入調査を拒否したものと認める旨を言い渡すこととする。</p> <p>なお、拒否したかどうかが不明確なままでは、同法第9条の2の再出頭要求、同法第9条の3の臨検・捜索や④で述べる告発のいずれにも移行することが困難となることから、拒否した状況を明確にし、記録しておくことが必要であることに十分留意された</p>

新	日
い。 ④～⑪ (略) (6)～(8) (略) 6 (略) 第4節～第8節 (略)	い。 ②～⑨ (略) (6)～(8) (略) 6 (略) 第4節～第8節 (略)
第4章 (略)	第4章 (略)
第5章 一時保護 虐待等を受けた子どもの一時保護については、「一時保護ガイドラインについて」(平成30年7月6日付け子発0706第4号厚生労働省子ども家庭局長通知)を参考すること。	第5章 一時保護 一時保護については、「一時保護ガイドラインについて」(平成30年7月6日付け子発0706第4号厚生労働省子ども家庭局長通知)に定めるほか、「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」、「虐待通告のあつた児童の安全確認の手引き」(平成22年9月30日付け雇児総発0930第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)及び「子どもも虐待対応の手引き」第5章「一時保護」を参照し、子どもの安全確保を最優先とした適切な対応を行うこと。 一時保護の決定に当たっては、「子どもも虐待対応の手引き」において示している「一時保護決定に向けてのアセメントシート」等を用いるなど、リスクを客観的に把握し、リスクが高い場合には躊躇なく一時保護を行うこと。 また、虐待等を受けた子どもの一時保護や里親委託、施設入所等の措置を解除し、家庭復帰を検討する際には、家庭復帰の適否を判断するための具体的な内容について定めた「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」(平成20年3月14日付け雇児総発第0314001号雇用均等・児童家庭局総務課長通知)、「措置解除に伴い家庭復帰した児童

新	日
<p>の安全確保の徹底について」（平成 24 年 11 月 1 日付け児童総務第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）及び「子どもも虐待対応の手引き」（特に、第 5 章 10. 家庭復帰させる場合の子ども・保護者への指導上の留意点）を踏まえ、「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」別表において示している「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」等を活用し、保護者支援の経過が良好であるか否か、地域の支援体制が確保されているかどうかなどについて確認し、一時保護解除後に虐待が再発するリスクを客観的にアセスメントした上で一時保護の解除の決定を行うこと。</p> <p>さらに、虐待等を受けた子どもの一時保護や里親委託、施設入所等の措置を解除し、家庭復帰した後は、児童福祉司指導や継続指導を行うほか、要保護児童対策地域協議会を活用するなどにより地域の関係機関が連携、役割分担をしながら支援を行うとともに、支援の進捗状況を関係機関と共有すること。家庭復帰後に虐待が再発するなどリスクが高まつた場合には、関係機関と連携の上、速やかに安全確認を行い、躊躇なく再度一時保護を行うなど、適切に対応すること。</p>	<p>第 6 章・第 7 章（略）</p> <p>第 8 章 各種機関との連携 第 1 節～第 13 節（略） 第 14 節 警察との関係 1～5（略） 6 虐待事例等における連携 （1）（略）</p>
<p>第 6 章・第 7 章（略）</p> <p>第 8 章 各種機関との連携 第 1 節～第 13 節（略） 第 14 節 警察との関係 1～5（略） 6 虐待事例等における連携 （1）（略）</p>	<p>第 8 章 各種機関との連携 第 1 節～第 13 節（略） 第 14 節 警察との関係 1～5（略） 6 虐待事例等における連携 （1）（略）</p>
	- 7 -

新	日
<p>(2) 要保護児童の通告等</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 児童相談所が児童虐待通告・相談等により把握した虐待事案のうち、刑事案件として立件の可能性があると考えられると考えられる重篤な事案、保護者が子どもとの安全確認に強く抵抗を示すことが予想される事案等については、早急に子どもの安全を確保するため、警察と情報共有を図り、連携して対応することが重要であり、以下のアからウまでに該当する情報については、警察への情報提供を徹底する。</p> <p>ア 虐待による外傷、ネグレクト又は性的虐待があると考えられるなど、「子ども虐待対応の手引き」第5章の「一時保護決定におけるアセスメントシート」の基準に準拠して、アセスメントシートの①から⑤までのいずれかに該当する事案に関する情報。また、①から⑤までに具体的に記載しているもののほか、頭蓋内出血、骨折、内臓損傷又は熱湯、たばこ、アイロン等による火傷がある事案、凶器を使用し子どもとの生命に危険を及ぼす可能性があった事案、身体拘束、監禁又は夏期の車内放置をした事案並びに異物又は薬物を飲ませる行為があつた事案については、危険性が高いことから、情報共有の徹底を図ること。ただし、アセスメントシートの①のみに該当する場合又は④の「乳幼児」のみに該当する場合には他の情報も勘案し、総合的に判断すること。</p> <p>このほか、アセスメントシートの①から⑤までに該当しないが、⑥から⑧までのいずれかに該当する事案である場合は、虐待が深刻化する可能性もあることから、支援を行う中で必要に応じて警察との情報共有を検討すること。</p> <p>イ 通告受理した事案のうち、通告受理後、子どもと面会ができるず、</p>	<p>(2) 要保護児童の通告等</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 児童相談所が児童虐待通告・相談等により把握した虐待事案のうち、刑事案件として立件の可能性があると考えられると考えられる重篤な事案、保護者が子どもとの安全確認に強く抵抗を示すことが予想される事案等については、早急に子どもの安全を確保するため、警察と情報共有を図り、連携して対応すること。</p>

新	日
<p>48 時間以内に児童相談所や関係機関において子どもとの安全確認ができない事案に関する情報。ただし、他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し、緊急性に乏しいと判断される場合、災害時など児童相談所等が 48 時間以内に子どもとの安全確認が行えないやむを得ない理由がある場合は除く。</p> <p>上記に開わらず、保護者が子どもとの安全確認に強く抵抗を示している場合、通告時点で既に関係機関等による子どもとの安全確認が一定期間行うことができる場合など、緊急性が高いと判断される場合には、48 時間を待たずに直ちに警察との情報共有を検討すること。</p> <p>ウ アの児童虐待に起因した一時保護又は施設入所・里親委託等の措置をしている事案であって、当該措置を解除し、家庭復帰するものに関する情報。</p> <p>こうした情報について警察へ情報提供を行う場合には、警察が保有している当該子ども及び保護者に係る情報についても提供を求めるなど、迅速かつ確実に情報共有を行うよう対応されたい。</p> <p>④ 警察から通告・情報提供がなされた事案又は警察へ援助要請を行った事案については、その後の支援等の対応及び対応の変化等について警察へ情報提供するとともに、通告後に警察が得た新たな情報の提供を求めるなど、当該事案に係る子ども及び家庭への対応を円滑に行うための相互の情報提供が行われるよう、その方法について都道府県警察と協議して書面で取り決めするなどにより、積極的な情報交換に努めること。</p>	<p>このため、児童相談所においてこうした事案を把握した場合は、警察への情報提供を行うとともに、警察が保有している当該子ども及び保護者に係る情報についても提供を求めるなど、迅速かつ確実に情報についても提供を求めるなど、迅速かつ確実に情報共有を行うこと。</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>7. 要保護児童対策地域協議会における連携</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>7. 要保護児童対策地域協議会における連携</p>

新	旧
<p>要保護児童対策地域協議会は、支援対象児童等に関する情報や支援対象児童等の適切な保護又は支援を行うために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うこととされている。<u>適切な連携の下で関係機関が対応していくことが重要である</u>ことから、警察署が要保護児童対策地域協議会の構成員となつていない自治体においては、構成員となるよう働きかけるとともに、代表者会議のみならず、支援を行っているケースについて定期的な状況のフォローを行う実務者会議や個別ケースについて具体的な支援の内容等を検討する個別ケース検討会議についても必要に応じて構成員として参画を求め、警察との情報交換、意見交換が積極的に行われるよう努めること。</p> <p>8 (略) 第 15 節～第 21 節 (略)</p> <p>第 9 章 (略)</p>	<p>要保護児童対策地域協議会は、支援対象児童等に関する情報や支援対象児童等の適切な保護又は支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うこととされており、個別の事案について、子どもに關係する広範な機関の衆知を集め、適切な対応を検討することが必要であることから、必要に応じて、要保護児童対策地域協議会の構成員として警察の参画を求めて、個別ケース検討会議等における警察との情報交換、意見交換を行うこと。</p> <p>8 (略) 第 15 節～第 21 節 (略)</p> <p>第 9 章 (略)</p>